

八王子市介護施設等施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱

平成28年3月24日 施行

令和3年6月24日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護施設等の整備を促進するため、「東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱」、「東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱」等に基づき、都から交付される補助金を財源として、市が予算の範囲内で交付する補助金について、「補助金等の交付の手續等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に開設（改築による再開設時や既存施設の増床を含む。以下同じ。）される介護施設等の開設時や介護療養型医療施設等から介護医療院等への転換に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援することにより、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表第1欄に掲げる対象施設等を市内に設置する事業者とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ既存施設を休止し、施設を再び開設する場合もしくはこれと同程度であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、別表第1欄に掲げる対象施設等の開設準備に必要な別表第4欄の経費とする。

(補助対象外)

第5条 次に掲げる場合は、この要綱に基づく事業の対象としない。

- (1) 他の補助制度等により現に経費の一部又は全部に補助を受けている場合
- (2) 社会通念上適当と認められない経費に充てる場合

(補助額の算定)

第6条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に掲げる対象施設ごとに第2欄に定める交付基礎単価に第3欄の定める単位(定員数等)を乗じて得た額と、対象施設の円滑な開所に必要な、開設前の6月に係る第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、補助対象事業者ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第1号様式に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、第2号様式により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の交付申請を受け、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、第3号様式により申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付にあたっては、別記補助条件を付すものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象事業者は、別記の補助条件6に定める補助金の額の確定通知を受けたときは、所定の期日までに第6号様式により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 当該補助金は、都からの補助金の交付額が確定された後に支出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により支出することができる。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。)第9条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 補助事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を共用しているなど密接な関係を有すると認められたとき。

3 市長は、第8条の交付決定を受けた補助事業者が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じ補助事業者が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができるものとする。

5 前項の確認は、第7号様式により行うものとし、市長は補助事業者に補助金の申請時あるいは必要に応じて提出させることができるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

1欄 対象施設	2欄 交付基礎単価	3欄 単位	4欄 対象経費
定員30人以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所に必要な、開設前6月に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費(※2)
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)			
養護老人ホーム			
介護付きホーム(※1に該当する場合)			
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)(*)	4,200千円	施設数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(*)	219千円	定員数 (転換床数)	
定員29人以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及 び看護小規模多機 能型居宅介護事業 所にあつては宿泊定 員数とする。	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス(特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム(※1に該当する場合)			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	420千円	定員数	

※1 第3条なお書き(災害復旧時(再開時))に該当する場合は、介護付き有料老人ホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)を対象とする。

※2 工事請負費の対象施設は*表示されたものとする。

別記(第10条)

補 助 条 件

(1) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(2) 承認事項

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、ア又はイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の遂行命令

ア (5)による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

イ 補助事業者が、アの命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

(5) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、速やかに第4号様式に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(6)補助金の額の確定

市長は、(5)の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第5号様式により補助事業者へ通知する。

(7)是正のための措置

ア 市長は、(6)の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者へ命じることがある。

イ (5)の実績報告は、アの命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(8)決定の取消し

ア 市長は、補助事業者が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(エ) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、(6)により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(9)補助金の返還

ア 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

イ (6)により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(10)違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、(8)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納

付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(11)他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(12)財産処分制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(13)財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が市長の承認を受けて(12)の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

(14)財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(15)補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(16)帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(市補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(17)消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第8号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(18)寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(19)事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(20)その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。